

2 東日本大震災に係る要望について

3月11日に発生した東日本大震災、その翌日に発生した長野県北部地震は、東北地方のみならず、関東地方知事会構成都県にも大きな被害をもたらした。地震や津波、液状化などにより、住家被害のほか、道路や港湾、漁港、農地、学校施設などにも甚大な被害が生じている。

被害の甚だしさに鑑み、今後は単なる災害復旧にとどまらず、地域住民が安心して生活できる、災害に強いまちづくりを進めていく必要があるが、災害発生から7カ月以上が経過した現在でも、国における地域に応じた適切な支援措置は十分になされているとはいえない状況にある。

また、福島原発事故は、未だ収束の見通しが立っておらず、健康被害はもとより、農林畜水産物の出荷制限等や風評被害による観光客の大幅な減少など、国民の日常生活や地域の経済活動に極めて大きな影響を及ぼしている。

今回の事故は、原子力発電所の安全性に対する国民の信頼を根底から揺るがす事態を引き起こしており、産業活動や国民生活の基盤である電力が長期間不足することが懸念されているほか、エネルギー政策のあり方についても、根本的な見直しが求められている。

一方、今回の大震災において、高速道路網等を利用して人材や物資等を被災地に迅速に供給することができた実例を踏まえると、大規模災害に対し社会資本の整備による確かなネットワークとバックアップ機能を充実・強化することが極めて重要である。

また、東海地震や首都直下地震、富士山噴火などの大規模災害を想定した都道府県域を越えた広域的な視点からの対策を着実に推進することも重要である。

以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 被災地における復旧・復興について

(1) 被災地の復興に向けた総合的な支援措置について

- ア 被災地の復興に向けては、現在、国において、復興特区制度の検討が進められているが、関東地方知事会構成都県における被災地に対しても、それぞれの被災地の実情を踏まえて、規制緩和、財政・金融上の特例措置を設けること。
- イ 今回の災害は大規模広域複合災害であることから、現在、国において検討されている東日本大震災復興交付金については、関東地方知事会構成都県の被災地においても、柔軟に活用できる補助制度とすること。
- ウ 被災者、そして被災地域が一日も早く立ち直るには、地域の実情に応じたきめ細かな支援策を講じる必要があり、そのため、弾力的かつ機動的な運用が可能な復興基金の設置等の財政措置を国の負担により行うこと。

(2) 被災者対策等について

- ア 市町村及び都県が都県外からの避難者に対する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場合や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合、避難者にがん検診を実施した場合等の費用負担を全額国庫負担とするなど、国として支援することを明確にすること。
- イ 他県から避難してきた高齢者や障害のある方などが、ご本人の希望により、一刻も早く、住み慣れた地元（少なくとも地元に近い安全な地域）に戻れるよう、引き続き、国が主体となって、関係自治体と連携し、責任ある対応をとること。
- ウ 救援自治体が負担する被災地に対する救援物資の輸送・保管・職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費について災害救助法の対象とすること。
- エ 震災による児童・生徒のP T S D等、心のケアに対応するための支援の充実を図るとともに、高齢者等の心のケアに対

応するためにも、地域支え合い体制づくり事業の事業期間の延長及び財源措置の充実を図ること。

(3) 被災事業者に対する支援について

- ア 事業所等が全半壊、流失するなど、特に大きな被害を受けた企業が、東日本大震災に係る災害関係保証制度及び東日本大震災復興緊急保証制度を利用する場合に、利子補給を実施し、再建資金調達の円滑化を図ること。
- イ 緊急雇用創出事業について、事業期間を延長するとともに、被災者の雇用について、地域の裁量により事業が実施できるようさらに要件を緩和すること。
- ウ 農地・農業用施設・農業生産施設の被災により本年の生産自体を見合わざるを得ない事態にある農業者や、漁港等の被災により通常通りの操業ができない状態にある水産業者の実情を踏まえて、所得補償対策を柔軟に運用すること。また、水産業者に対して、水産加工施設の復旧を支援する制度を創設充実すること。

(4) 被災公共施設等の早期復旧支援について

- ア 港湾や道路及び水道施設などの公共施設等の復旧や地域の復興等に多額の財政負担を要することから、国庫補助の対象となっていない行政庁舎や関連施設などの復旧経費についても「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により財政措置を講じるほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」等の災害関連法と併せ、補助率やかさ上げ基準、並びに対象範囲などを見直し、被害の実態に即した制度の拡充を図ること。

さらに、地方の甚大な被害状況に鑑み、引き続き県や市町村に対して、災害復旧事業に対する人的支援と技術的支援を行うこと。

- イ 港湾機能の回復については、日本経済の復興に果たす役割

が極めて重要であることから、岸壁の早期復旧や航路・泊地の水深確保を図るため十分な予算を確保すること。

また、災害時における緊急物資輸送確保のため、耐震強化岸壁の整備を国の支援の対象とすること。

さらに、産業活動を支える基盤を確保するため、激甚災害に係る災害復旧事業の対象を荷役機械、第3セクターが整備した荷役機械等を含む全ての港湾機能施設の復旧について、国が早急に支援すること。

- ウ 液状化や用水施設の破損など甚大な被害を受けた農地や土地改良施設、漁協の共同利用施設についても、早期に復旧が図られるよう、必要な財政的支援を行うとともに、漁協の事務所等についても支援対象を拡大するなど、地域の実情に応じた迅速かつ弾力的な対応を行うこと。
- エ 農林水産業災害復旧事業について、県、市町村及び農家の負担が軽減されるよう既に手当てされたところであるが、被災した農林漁業者の実情を踏まえて、国庫負担の更なるかさ上げなど地元負担の軽減を行うこと。
- オ 被災した農地・農業用施設の復旧に際して、土地改良区等の事業に対し県や市町村が補助する場合においても、地方財政措置の対象となるよう措置を講じること。
- カ 公共交通は、地域住民の生活を支える重要な社会基盤であることから、経営基盤が脆弱な地方鉄道の早期復旧に向けて、国庫補助率の引き上げや補助対象範囲の拡大、交付税措置の充実など、国の支援制度の拡充・強化を図ること。また、震災以降、旅客数が減少している地方鉄道・バスの経営安定化を図るため、運営費補助や無利子融資制度など新たな支援制度を早急に創設すること。

(5) 津波・液状化等の災害に対応した都市整備等に対する支援について

- ア 国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に盛り込まれた「減災」や「多重防御」の考えに基づき、津波による被害を最小限に留めるためには、高度な知見並びに多額な事業費を要することから、国として支援体制を構築するとともに、十分な財源措置を講じること。
- イ 都市計画区域外の既存集落においても津波による著しい被害が生じており、早期に復興事業に着手できるよう都市計画手続の簡素化など特例的な措置を講じること。
- ウ 液状化により被災した住宅及びそれを支える道路等のインフラの復旧や、ライフラインの機能強化などを一体的に推進し、被災自治体の都市機能の再生の迅速化を図るため、国において積極的に技術的支援を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、支援策の策定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえ、自由度の高い補助制度の導入や民間の活力をとり入れた制度設計を行うとともに、単なる復旧にとどまらず、「多様な災害に備えたまちづくり」の推進のため、積極的な施策を展開すること。

さらに、被災住宅の再建は、多額の費用を要し、急を要するものであることから、被災者生活再建支援金の上限を引き上げるとともに、支援対象についても拡大すること。

(6) 財政支援の充実等について

- ア 震災により発生した災害廃棄物の処理に関する費用については、各自治体にとって大きな負担となっている。そのため、当該費用に関しては、実質的に全額国庫負担とする措置を講じること。また、災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設災害復旧事業においては、特定被災地方公共団体以外の地方公共団

体を含めて、国庫補助率を更にかさ上げするなど、事業の対象範囲の拡大を図ること。

イ 普通交付税については、復旧・復興にかかる地方負担分について、通常とは別枠で措置するとともに、あわせて総額の確保を図るなど被災地方公共団体が必要とする財政需要に適切に対処すること。

また、特別交付税についても、従来の項目とは別枠で措置し、総額を増額したうえで、算定方法の見直しを行い、地方公共団体が必要とする財政需要に適切に対処すること。

ウ 災害復旧事業債については、対象事業の範囲拡大及び適用要件の緩和などを行うとともに、単独災害復旧事業債の元利償還金に対する交付税措置を補助災害復旧事業債並みに引き上げること。

エ 国指定文化財、国登録文化財などの補修等について、十分な財政支援措置を講じること。

また、都県及び市区町村指定文化財の修理・修復についても、特例措置として国による支援を行うこと。

オ 法人関係税のみならず、幅広い税目で大幅な減収が予想されることから、普通交付税の算定において、各自治体の税収実態を適切に反映すること。それでもなお、税収が大幅に減となった場合には、減収補填債の対象税目の拡大を行うなど、確実な補てん措置を講じること。

カ 液状化により噴出した大量の土砂の処理費用が多額に上ることから、国において被災市区町村に対する財政支援を講じること。

2 福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について

(1) 福島第一原子力発電所事故の早期収束について

ア 今回の原子力事故について、国内外の原子力関連の研究者や技術者等との連携はもとより、あらゆる知恵と努力を結集し、国の責任において一刻も早く事態の収束を図ること。

また、新たに放射性物質を放出させることのないよう早急に封じ込めを行うこと。

イ 原子力事故に関する情報について、積極的に開示するとともに、プラントの正確な情報は、住民避難や農業等の被害軽減に必要不可欠なものであることから、関係自治体に対し迅速、的確に提供すること。

(2) 放射性物質への適切な対応について

ア 現在の状況は、国策として展開した原子力発電所から広範囲に拡散した放射性物質が原因であり、焼却灰、土壤、農作物などに混入した放射性物質を住民の生活空間から除去し、回収し、保管するという一連の手続きについて、政府の責任において基本的な方針を定め、緊急避難的な措置を迫られている都道府県及び市町村、または事業者や地域住民等に対し、具体的かつ実現性のある手法を早急に示すこと。

イ 国の除染に関する緊急実施基本方針や、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画等を策定する地域について、除染のための財政支援措置を講じることはもとより、計画策定等を必要としない地域であっても、除染に取り組む場合には、計画策定等を行う地域に準じた財政支援措置を講じること。

また、放射性物質による健康被害から国民を守るために、国の責任において、放射線量の測定や健康影響の調査など必要な措置を講じること。

ウ 食品の摂取制限及び出荷制限については、地方公共団体に対し科学的根拠に基づいた方針や考え方を示すとともに、国民が理解できるよう、裏付けとなるデータを添えて分かり易い表現で公表すること。

また、原子力災害対策特別措置法の具体的な運用として、出荷制限に関する判断基準などを明確に規定すること。

特に、茶について、現在の暫定規制値から新たな規制値への見直しにあたっては、通常飲用として摂取されることに留意し、飲用に供する茶としての基準を設定すること。

エ 農林水産物への放射性物質の影響が懸念されることから、国の責任においてモニタリング検査等を実施し安全性を確保するとともに、放射性物質の影響を低減するための技術などを確立すること。

特に、牛肉については、牛のと畜や競りが県域を越えて広域化している状況に鑑み、国の責任において「全頭検査」を実施するとともに、牛肉の消費回復や価格安定に取り組むこと。

また、高濃度に汚染された稲わらや堆肥等について、現実的な処理方法を示すとともに、経営継続に必要な支援策を講じること。

オ 食品や工業用品等においても、海外に輸出している製品について、輸出先から放射性物質に汚染されていないことの証明を求められる事例が生じていることから、諸外国に対して的確な情報を発信し、過剰反応を抑制するよう強力に要請すること。

また、諸外国の輸入規制等の措置への対応については、国の責任において対処するとともに、国内における放射性物質の検査体制等を充実させること。

カ 放射性物質を含む浄水場発生土や下水汚泥、焼却灰等の処

理については、依然として施設管理者が処分等に苦慮している実態を踏まえ、国において、最終処分場の確保や資源化の再開に向けた環境整備など具体的な方策を早急に示すとともに、国が示した基準に基づく処分等の安全性について周知を図ること。

また、検査・処分等に要した経費についても、東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと。

キ 各都県や市町村等における放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の充実強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講じること。

(3) 風評被害対策について

ア 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限はもとより風評被害による価格下落等の被害を被っている農林漁業者や、観光客が大幅に減少している観光事業者などの関係事業者に対して、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に示された被害のみならず、事故と相当因果関係が認められる被害を全て補償の対象とするとともに、早急に補償金全額の支払を行うなど、東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと。

イ 販売・流通全般における風評被害を抑制するよう、監視の強化を行い徹底した指導に努めること。特に、国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、農林水産物に対する放射性物質検査の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行うこと。

ウ 原発事故に対する不安感を解消し、外国人の農業実習生や技能実習生などが安心して実習や生活を続けられるよう、諸外国や外国人に対して正確な情報と知識の普及に努めること。

エ 観光施設等においては、原子力事故の影響や原子力事故が原因と考えられる航空路線の運休などにより、観光客の大幅な減少に見舞われており、観光産業は多大な損害を受けてい

る。海外からの観光客も大幅に減少しているところであり、国においては国内外に向けた的確な情報発信や誘客のためのPR等に強力に取り組むとともに、観光産業の早期回復及び風評被害の補償への支援を行うこと。

オ 危機的な経営状況にある観光事業者が増加していることから、融資制度の更なる拡充を図るなど経営を下支えする支援策を早急に講じること。

カ 各都県においては、厳しい財政状況にもかかわらず、広報等風評被害を払拭するため独自にさまざまな対策を余儀なくされており、これらの経費についても所要の財源措置を講じること。

キ 災害救助法適用地域以外の事業主においても、原子力事故の風評被害などの二次的被害により事業活動に支障をきたしていることから、雇用調整助成金の震災に伴う特例措置の対象とすること。

3 地域経済対策の実施について

(1) 地域経済対策に係る財政支援について

被災地はもとより、被災地以外を含めた地域の、震災後の地域経済の立て直しに向けた経済雇用対策関係予算の早期成立を図ること。

また、地域経済対策に係る地方負担について適切な財源措置を講じること。

(2) 中小企業者に対する資金繰り支援策の充実と支援機能の強化について

大震災により、直接又は間接に被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、国として、民間金融機関及び政府系金融機関に対し、これまで以上に積極的に新規融資や条件変更等に取り組むよう強く要

請するとともに、本年10月以降も継続されたセーフティネット保証の対象者要件の緩和について、中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえた期間の延長を行うほか、東日本大震災復興緊急保証及び災害関係保証についても取扱期間の延長を行うなど柔軟に対応すること。

また、中小企業の災害復興事業に対する財源を確保するとともに、激甚災害法に基づく支援対象施設の拡大や、都道府県中小企業支援センター等で実施する企業再生支援に必要な人材の確保、専門家派遣業務の拡充など、中小企業の支援機能を強化するための措置を講じること。

4 安定した電力確保対策について

(1) 電力供給体制の確保

ア 電力不足の長期化は、企業の生産活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすことから、休止中の火力発電所の再稼働やガスタービン発電装置の活用、周波数変換施設の拡充などにより、環境負荷の低減にも配慮しながら、電力供給体制の確保を図ること。

加えて天然ガスコンバインドサイクル発電や再生可能エネルギーを活用した発電など、より低炭素な発電施設への移行も促進すること。

イ ピーク時の電力需要を抑制するため、夜間電力を活用する蓄電池や消費電力の少ない高効率ガス空調設備の導入を支援すること。

また、分散型電源施設を効率的に活用するため、スマートグリッドを推進すること。

ウ 大規模停電時などの緊急事態に備えて、自家発電装置の新増設を行う事業者等に対し、支援を拡大すること。

また、災害拠点病院等を除く、補助対象となっていない医

療機関や介護・障害者施設など人命に関わる施設が整備する自家発電装置についても、国による補助の対象とすること。

(2) 再生可能エネルギーの導入・拡大

ア 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入・拡大を図るため、民間の技術開発を促進すること。

イ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく電力の買取制度については、再生可能エネルギーの導入拡大につながる買取価格、買取期間とすること。

また、住宅における太陽光発電の普及が進むよう、住宅用太陽光発電の全量買取制度を含め、国民の導入インセンティブが働く買取制度を検討すること。

ウ 民間事業者等が高速道路の法面やビルの屋上等を活用して、太陽光発電設備などを積極的に設置できるよう、道路法や都市緑化法等の改正を行うこと。

(3) 節電意識が継続するインセンティブの付与と省エネスタイルの定着

ア 家庭における積極的な節電協力へのインセンティブとして、蓄電池など省エネ設備の導入に対する「節電エコ補助金」を創設すること。

イ 今夏国民が必要性を認識した省エネスタイルを今後も定着させるため、引き続き電力需給状況や節電の見える化など節電意識の啓発に努めること。

ウ オフィスビルや店舗等の照明において無駄な電力が消費されないよう、J I S 照度基準の定着化を図るとともに、LED照明化への徹底した取組を推進すること。

エ 中小企業に対する省エネ診断指導の拡充や省エネ機器の導入支援、家電製品における省エネモード活用の徹底など、国民全体の省エネスタイルが定着・継続するための支援や啓発

を行うこと。

5 原子力安全対策・防災対策の見直しについて

- (1) 福島第一原子力発電所等の事故について、事故発生の原因や事業者及び国の初動対応を含め事故拡大に至った原因を究明するとともに、避難指示等の事故対処に際して執られた措置や地域住民、国民に対する情報提供の在り方を検証し、原子力安全対策・防災対策を抜本的に見直し、強化すること。
- (2) 見直しに当たっては、国が責任を持って原子力防災対策に当たることを明確にするとともに、徹底した情報開示の下、国民に対して分かりやすい説明を行うこと。
- (3) 原子力災害は、事故の状況によっては、都道府県域を越えた広範な地域に甚大な影響(被害)を及ぼすことから、国は、こうした事態を踏まえ、被害想定区域や緊急被ばく医療体制を見直し、発生地以外の都道府県であっても、その影響が及ぶ場合には、当該都道府県が迅速な対応を図れるようにオフサイトセンターの活用や診療資器材の配備を含めた必要な体制を整備すること。
- (4) 国民の安全確保と不安解消のため、全国的な視点から次の事項について早急に対応すること。
 - ・放射性物質に対する監視体制のさらなる拡充・強化を図ること
 - ・都道府県が行う監視体制の拡充に対し支援すること
 - ・放射性物質について迅速な分析体制を確保すること
 - ・放射線・放射性物質の測定・分析結果に係る評価基準を確立すること
 - ・放射線・放射性物質の監視体制及び測定・分析結果並びにその結果が国民の安全確保上問題がないか等について、国民にわかりやすく正確な情報提供を行うこと

- ・低線量被爆の長期的な子どもの健康への影響に関する調査等の実施により、健康状態の観察を行い、定期的に、その結果及び評価を国民に分かりやすく公表すること
- ・放射線や放射能に関する正しい知識を国民が共有できるよう分かりやすい広報を行うこと
- ・安定ヨウ素剤等の原子力防災資機材の整備のあり方の検討を行うこと

(5) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象とされることになった一定レベル以下の放射能に汚染された廃棄物の処理に関する放射線モニタリング等の事務について、適切な財源措置を講じること。

(6) 浜岡原子力発電所については、政府の要請を受けて、中部電力が全ての原子炉を停止することとなったが、国は、浜岡原子力発電所のみを停止とした判断根拠と、国が事業者に求めている安全対策についてどのように安全性を確認していくのかの道筋を明確に示すこと。

また、国は原子力安全対策・防災対策の抜本的見直しを行うだけでなく、電力需給対策に万全を期するとともに、地元における経済・雇用面での影響に対しても、適切な対応を行うこと。

6 災害に強い社会資本整備について

(1) 道路ネットワークの整備推進について

災害時の救援・支援活動や、復興支援を支える交通・物流ネットワークを強化するため、外かく環状道路をはじめとする首都圏三環状道路等の広域幹線道路や地域の骨格を形成す

る幹線道路等の整備に集中的な投資を行うこと。

(2) 緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について

ア 自治体の指定した緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修実施の指示等が可能となるとともに、所有者の耐震診断が義務となるよう、耐震改修促進法を改正する措置を講じること。

イ 耐震診断・改修の費用助成について、地方自治体の助成制度の有無にかかわらず、国が集中的に一定の額等を負担し、早急な耐震化を促進する制度の枠組みを整備すること。

(3) 橋梁の耐震性向上について

緊急輸送道路等、防災上重要な位置づけにある橋梁の耐震性向上に必要な財源を確保すること。

(4) 水害・土砂災害対策の推進について

国は、地震や津波、高潮、豪雨による水害や土砂災害から首都圏や低地帯等を守るために、海岸保全施設や高規格堤防事業等の河川施設、砂防施設の整備を推進すること。特に八ヶ場ダムについては、直ちにダム本体工事に着手し計画通り平成27年度の完成を実現すること。

(5) 情報システムの整備推進について

安否確認や支援物資の受給調整にあたって、携帯電話が重要な情報伝達手段となることから、災害時においても緊急連絡を確保できる携帯電話網等情報システムの整備を進めること。

7 今後の防災対策について

(1) 巨大地震等の調査研究に基づく地震・津波・火山対策の強化

ア 地方公共団体が地震対策や津波対策の再検討を行う上で前提となる想定地震として、マグニチュード9クラスの巨大地

震や、大きな津波を引き起こす地震等について、国の責任において、広域的な観点から最先端の知見を集め、早急に震源モデルの構築や被害想定手法の検証を行い、その結果を地方公共団体に示すこと。

- イ さらに、検証結果を踏まえ、国の防災基本計画及び東海地震や首都直下地震に係る対策大綱等を早急に見直すとともに、現在の地震・津波対策の総点検を行うこと。
- ウ 東海地震と東南海・南海地震の連動発生をはじめ、三陸沖から房総沖にかけての日本海溝や相模トラフでの海溝型巨大地震への対策として、観測体制の強化や正確な津波の予測、また発生時に自治体・住民に災害情報等を迅速に伝達する新たな仕組みの整備、財政措置の充実などを早急に進めるとともに、火山対策についても、高度な科学的見地から国が主体となり一元的に対策を実施すること。

(2) 新たな広域支援対策の確立

- ア 大規模地震や火山噴火などにより甚大な被害が発生した際に、他の地方公共団体が迅速かつ効果的に被災地の支援を行えるよう、現に継続している被災者受入等に係る費用はもとより、今後の費用負担の面も含めて、国として広域的応援体制の確立を図ること。具体的には、被災地で必要とされる様々な分野（行政、災害ボランティア、民間企業、団体等）の人材を的確に配置する仕組みや、物資を必要な場所に迅速かつ的確に届ける仕組み等について、国が再構築すること。

- イ 支援を実施する地域の割り振りにおいて、都道府県の支援先を決める全国知事会による調整と、市町村の支援先を決める総務省が関与する調整が並存し、都道府県と市町村が連携する上で支障が生じていることから、都道府県が域内の市町村と一体となり同一の被災地に集中した支援を行うことができるよう改善を図るとともに、地方が支援に要した経費に対

する恒常的な財政支援制度を創設すること。

(3) 住宅・建築物の耐震化の促進

ア 住宅の耐震化について、現行の補助制度は、住宅の耐震補強に対する補助金の額が補助対象限度額の耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっており、地方で実施している補助制度に適応できず、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するため、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、液状化防止のため、宅地耐震化推進事業の制度拡充等の措置を講じること。

イ 子どもの安全を確保するため、私立幼稚園をはじめとする学校施設や児童福祉施設の設置者がすみやかに耐震化を進めることができるよう、十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。

また、患者や利用者等の安全を確保するため、医療機関や社会福祉施設の耐震化が早急に進められるよう、既存の耐震化補助事業の拡充等の措置を講じること。

さらに、店舗や事務所ビルなどは多くの利用者があり、仮に倒壊した場合の影響は利用者のみならず近隣にも及ぶ可能性があるが、耐震改修には多額の費用を要することから、国において補助率の引上げを行い、所有者の負担を軽減すること。